

[記入例]

様式第9号(第13条関係)

催物開催届出書

| | | | | |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------|--------------------------|-----------------|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | |
| 久米島町消防本部消防長 殿 | | | | |
| | | | 届出者 | ※届出者の押印は廃止しました。 |
| | | | 住所 | 〇〇町〇〇 〇〇番地 |
| | | | | (電話000-000) |
| | | | 氏名 | 代表者又は催物の開設者 |
| 防対象 火物 | 所在地 | 久米島町字〇〇 〇〇番地 (電話000-0000) | | |
| | 名称 | 〇〇公園 | 本来の用途 | 多目的公園 |
| 使用 箇所 | 位置 | 面 | 積 | 客席の構造 |
| | 〇〇公園広場 | 2000m ² | | 芝生 |
| | 消防用設備等又は、特殊消防用設備等の概要 | | 消火器10型×20本 | |
| 使用目的 | 〇〇祭り | | | |
| 使用期間 | 自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日 | 開催時間 | 午後 2時00分から 午後10時00分まで | |
| 収容人員 | 1500人 | 避難誘導及び消火活動に 従事できる人員 | 50人 | |
| 防火管理者氏名 | 〇〇実行委員会 担当 〇〇〇〇 | 資格者技術者 | 氏名 | 〇〇技術者 〇〇〇〇 |
| | | | 免許番号 | 〇〇 第〇〇〇〇号 |
| その他必要な事項 | 1 出店業者への火気使用の注意 2 避難誘導方法等は、別紙のとおり。 | | | |
| ※ 受付 欄 | | ※ 経過 欄 | | |
| | | | | |
| | | 登録情報 | 年 月 日 氏名 : | |

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 使用する防火対象物の略図を添付すること。

催物開催届出の留意事項

| | |
|-------------|--|
| 用 途 | 劇場等以外の建築物その他の工作物で演劇、映画その他の催物を久米島町内で開催する場合に提出する届出書です。 (根拠法令 久米島町火災予防条例45条第3号) |
| 届 出 条 件 | 上記催物の開催について参集予定人員が200人以上の場合は届け出が必要です。 ただし、関係者のみで開催し、不特定多数の者が参加しないものについては除きます。 |
| 開 催 詳 細 | 下記の催物を開催する場合は届出が必要です。 劇場等以外の建築物内での催物 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に工作物を設置する（観覧者を収容するテント、仮設の観覧席、仮設ステージ等）催物、映画、演劇、音楽、スポーツ、その他の見せ物など ・劇場等以外の建築物内での催物（体育館、倉庫等） |
| 催し物の内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・販売会、商談会、説明会、展示会、ディナーショー、コンサート、各種イベント等 ・タイムスケジュールのわかるもの ・当日の緊急連絡先（主催者、責任者等） <p style="text-align: center; color: red;">※確実に連絡の取れる連絡先を記入。</p> |
| 持 参 す る も の | 催物開催届出書 2 部 催物開催場所の地図、建物の略図及び避難経路等 それぞれ2 部 <ul style="list-style-type: none"> ・入り口と出口、避難口を矢印で示すこと。 ・消火器の位置を示すこと。 ・間仕切り（パーティション）のいち、高さを示すこと。 ・誘導灯の視認障害とならないようにする。 ・陳列台、ワゴン、仮設ステージ、テーブル、椅子の位置間隔を示すこと。 ・通路幅員を示すこと。 ・スタッフの配置場所（混乱を避けるための誘導係等を置く場合。） ・会場から最短の避難口、避難階段までを矢印で示すこと。 |
| 届 出 部 数 | 提出書類（催物開催届出書と添付書類）は、必ず2部ずつ用意してください。 |
| 注 意 事 項 | 催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、併せて『露店等の開設届出』も必要になります。 (次のページ確認) |

届出・申請先

901-3121

久米島町消防本部 総務課予防班

沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅970番地

電話：098-985-3281 FAX：098-985-3942

◆催し物開催届又は露店等開設届の必要な催しもの◆

★催し物開催届

※関係者以外の不特定多数のものが200人以上参加するもの

★ 露店等開設届

※イベント時に火気を使用する場合

1. 催し物開催届の必要な催し物

【届出の必要な例】

①各地域の相撲、ハーリー大会、不特定多数の参加するマラソン大会（地域や学校行事は除く）、町祭り、産業まつり、パークゴルフ大会

②学校のチャリティー（学校関係者のみの場合は除く）、

※学校関係者とは：先生、生徒、保護者、兄弟、叔父、叔母等をいう。

③改善センターでの催しもの（結婚式、お祝い、各種講習会、発表会、成人式については除く）

※届出の必要なもの：コンサート、ダンス大会、展示会、町の新年会（目的外の催し物）

2. 露店等開設届

火災予防条例第45条では、イベント時に火気を使用する露店を開設しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届出しなければならないと定められています。

【届出の必要な例】

①地元の子供会で焼きそばを作り、関係者以外の不特定多数の方が参加するもの

②体育館を借りて地元特産品を使用した飲食イベント

③炭火を使用して焼き鳥を販売する場合

④町内会の人のみが参加するイベントで、町内会と関係ない露店業者が出店する場合

⑤上記④に町内会と露店業者で出店した場合はイベント主催者が取りまとめて届出する。

⑥イベント会場までの通りで出店する場合（イベント主催者ではなく、出店業者毎にて出す）

⑦自身の経営する飲食店の駐車場で出店する場合

※露店等開設届はイベント時に一店舗でも開設した場合必要となります。

※火気器具等とは

- 火を使用し、又は高温を発生する器具でその使用により火災発生のおそれのある器具、ガスコンロ、ガスフライヤー、石油ストーブ、バーベキューコンロ(木炭、電気コンロなどの固体燃料、気体燃料、液体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具をいう。)



《コンロ》



《グリドル》



《ストーブ》



《発電機》